

騒音規制法 特定施設の種類 (法第2条第1項・・・27施設)

騒音規制法施行令第1条 別表第1

1	金属加工機械
イ	圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス (矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス (呼び加圧能力が 294kN (キロニュートン) 以上のものに限る。)
ヘ	せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機 (といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
ホ	丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
ヘ	かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

[除外規定] ・台座に固定されていない移動式のもの。  
 ・船舶又は車両に設置する施設。